

脱炭素設備資金利子助成金

地球環境の保全・改善及び電力需給対策を図るために「岐阜県脱炭素社会推進資金」の融資を受けて設備を整備する場合、その利子について3年間助成します。

補助対象額	償還期間10年未満	年利1.5%以内の1/2（最大3年間）
	償還期間10年以上	年利1.9%以内の1/2（最大3年間）

※金融機関が環境省「地域脱炭素融資促進利子補給事業」により利率を引き下げた場合は、引き下げ後の利率で計算。

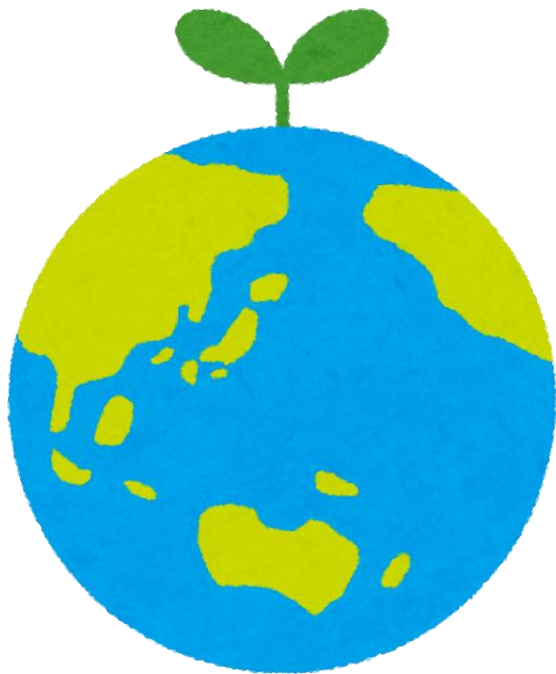
<申請方法>

岐阜県脱炭素社会推進資金による融資を受けて1年以内に、申請書類を商工課に提出。

※申請様式のダウンロード、詳細については関市HPでご確認ください。

<留意事項>

- (1) 市内で1年以上同一の事業を経営していること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。
- (3) 令和5年1月1日以降に岐阜県脱炭素社会推進資金の融資を受けていること。
- (4) 関市中小企業設備資金利子補給を受ける事業でないこと。



お問い合わせ先
・
申請書提出先

関市産業経済部商工課（北庁舎2階）

〒501-3894 関市若草通3丁目1番地

TEL：0575-23-6752

Mail：shoko@city.seki.lg.jp

<https://www.city.seki.lg.jp>



↑関市HPはこちら